給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第７号

福岡市博多区博多駅前４丁目33番21号
再生債務者　矢野健太郎

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年10月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年12月22日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再ロ）第６号

熊本市東区戸島６丁目25番１号
再生債務者　大津　千佳

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年12月３日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年12月22日まで

熊本地方裁判所民事第１部

平成２６年（再ロ）第１０００１号

栃木県鹿沼市下武子町55番地18
再生債務者　松本　健吾

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年11月25日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年12月25日まで

宇都宮地方裁判所第１民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第２号

岐阜県各務原市鵜沼朝日町５丁目336番地12
再生債務者　西村　正利

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年10月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成２６年（再ロ）第３１号

大阪府東大阪市大蓮北４丁目１番16号
再生債務者　川本　清隆

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年12月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再ロ）第３０号

大阪市淀川区新北野２丁目６番23―208号
再生債務者　古田　峻士

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年12月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年12月４日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再ロ）第２号

長崎県大村市水計町950番地１　セイバリーヒルA205
再生債務者　坂本　健太

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年11月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年12月８日　長崎地方裁判所大村支部

会社その他の公告

合併公告

左記組合は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
合併の効力発生日は平成二十七年四月一日であり、両組合の通常総代会の承認決議は平成二十六年十二月十二日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
平成二十六年十二月十六日
千葉県千葉市中央区富士見二丁目二十一番二号
（甲）千葉県火災共済協同組合
代表理事　勅使河原　中
千葉県千葉市中央区富士見二丁目二十一番二号
（乙）千葉県中小企業共済協同組合
代表理事　勅使河原　中

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成26年12月５日
岐阜地方裁判所

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://hmx-entame.com/company/h25kessan.pdf
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月三日
掲載頁　八十七頁（号外第一五〇号）
平成二十六年十二月十六日
東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号
（甲）株式会社サンヒルズ
代表取締役　林　祥裕
東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号
（乙）株式会社クレディックス
代表取締役　林　瑞禎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十七年二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十七年一月三十一日を予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十月二十九日
掲載頁　八十六頁（号外第二三九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十月二十九日
掲載頁　八十八頁（号外第二三九号）
平成二十六年十二月十六日
東京都新宿区西新宿六丁目五番一号　新宿アイランドタワー九階
（甲）株式会社キノシタ・マネージメント
代表取締役社長　木下　直哉
三重県津市島崎町一六一番地七
（乙）株式会社木下ソーラーパワー三重
代表取締役社長　木下　直哉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊及び己の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊及び己は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十七年一月二十日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十六年十一月二十七日に、乙、丙、丁、戊及び己は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙、丙、丁、戊及び己の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　信濃毎日新聞
掲載の日付　平成二十六年十二月一日
掲載頁　三十五頁
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十二月一日
掲載頁　一二六頁（号外第二七六号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十二月十一日
掲載頁　一二七頁（号外第二七六号）
（丁）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十二月十一日
掲載頁　一二七頁（号外第二七六号）
（戊）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十二月十一日
掲載頁　一二七頁（号外第二七六号）
（己）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十二月十一日
掲載頁　一二六頁（号外第二七六号）
平成二十六年十二月十六日
長野県松本市渚二丁目七番三三号
（甲）昭和企業株式会社
代表取締役　羽田　国雄
長野県松本市大字島内五九七五番地一
（乙）松本昭和企業株式会社
代表取締役　衣川　英樹
長野県長野市大字富竹一六五三番地一
（丙）長野昭和企業株式会社
代表取締役　大野　宏樹
長野県木曽郡木曽町福島字安林六二九番地
（丁）木曽昭和企業株式会社
代表取締役　青木　誠
長野県松本市渚二丁目七番三三号
（戊）昭和特販株式会社
代表取締役　笠本　賢治
新潟県新発田市富塚町二丁目一番三号
（己）新発田昭和企業株式会社
代表取締役　齋藤　豊